

令和5年度 甲種防火管理再講習実施要領

主催 斜里地区消防組合消防本部
共催 斜里地区防火管理者連絡協議会

甲種防火管理講習の修了者に対する再講習を次のとおり実施いたします。

1 甲種防火管理再講習日程及び受付期間

講習種別	講習日	講習時間	申請受付期間	定員
甲種防火管理再講習	令和5年10月30日(月)	受付時間 13時00分 ～13時15分 講習時間 13時30分 ～15時40分	令和5年 9月13日(水)から 10月13日(金)まで	20名

2 講習会場

斜里地区消防組合消防本部 1階研修室（斜里町本町14番地3）

3 受講資格

甲種防火管理者講習の修了者で収容人員が300人以上の特定防火対象物(※)の防火管理者として選任されている方若しくは選任される予定のある方。ただし、管理権原が分かれている場合、特定用途で収容人員30人未満（(6)項口は10人未満）又は、非特定用途（特定用途以外）で収容人員50人未満の部分の防火管理者は受講の必要はありません。

※特定防火対象物(特定用途)とは、次の用途の防火対象物(部分)をいいます。

1	1. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
	2. 公会堂・集会所	5	旅館、ホテル宿泊所その他これらに類するもの
2	1. キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらが類するもの	6	1. 病院、診療所又は助産所
	2. 遊技場又はダンスホール		2. 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設等
	3. 性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令に定めるもの		3. 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム更正施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等
	4. カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの		4. 幼稚園又は特別支援学校
3	1. 待合、料理店その他これらに類するもの	8	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から7に該当する用途に供されているもの
	2. 飲食店		

4 受講期限

- (1) 甲種防火管理新規講習又は直近の再講習を受講した日の翌年度4月1日から起算して、5年以内ごとに受講義務があります。
- (2) 甲種防火管理新規講習又は直近の再講習を受講した日の翌年度の4月1日から起算して、4年以上経過している者が新たに防火管理者に選任された場合は選任された日から1年以内に受講義務があります。

5 受講申込方法

次の書類を斜里地区消防組合消防本部予防課まで直接提出または郵送してください。

- (1) 受講申請書（消防署に備え付けてあります。また、斜里地区消防組合のホームページ（<http://www.sharifd.jp/info/honbu/info07-2.html>）からダウンロードできます。）
- (2) 前回受講した甲種防火管理講習修了書の写し

※ 受講票は受講者の現住所宛へ郵送します。

6 受講費用

- 1, 600円を当日受付時に納入してください。（テキスト代等）

7 その他

- (1) 講習当日は、受講票・筆記用具・印鑑を持参してください。
- (2) 遅刻、退席、受講中の喫煙・飲食及び携帯電話の使用は認めません。
- (3) 講習会場敷地内は全面禁煙となります。
- (4) 受講中は各自マスクを着用してください。マスクは参加者ご自身で用意してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の状況により開催を中止する場合があります。

受講申請書の提出・お問い合わせ先

〒099-4113
斜里郡斜里町本町14番地3
斜里地区消防組合消防本部 予防課
電話番号 0152-23-3647